

消セ第1454号
平成25年11月15日

大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

理事長 東 利三郎 様

大阪府知事 松井



メニュー等の適正な表示について（依頼）

近時、ホテル及びレストラン等において、提供される料理等のメニュー表示や販売される食品（以下「料理等」という。）の表示が、実際に消費者に提供される料理等と一致していないという事例が全国で多発しています。

料理等の表示は、消費者が商品を選択するうえで極めて重要な情報です。万一、料理等の正確な情報が提供されない場合、景品表示法等の法令違反となる可能性があるだけでなく、消費者の信頼を裏切ることにもなります。また、料理等に含まれるアレルギー物質の情報が正確に提供されない場合、消費者の健康や生命が脅かされる可能性があります。

つきましては、メニュー等の適正表示及び関係法令の遵守について、貴団体会員等にご周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

景品表示法関係：大阪府消費生活センター

06-6612-7500

J A S 法 関係：大阪府環境農林水産部流通対策室

06-6210-9606

食品衛生法関係：大阪府健康医療部食の安全推進課

06-6944-6703

※食品表示関係法令の概要

■景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

□規制対象

メニュー等を含む全ての表示（品質、内容、価格等）

□目 的

不当な表示による顧客誘引を防止し、一般消費者の利益の保護

□表示してはいけない事項（禁止）

- ・実際のものよりも著しく優良又は有利と消費者に誤認させ、不当に顧客誘引を行うもの

■J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

□表示対象食品

一般消費者向けに販売される全ての生鮮食品、加工食品

□目 的

品質に関する適正な表示により、一般消費者の商品選択に寄与するため

□表示しなければならない事項

- ・名称、原産地（輸入品の場合は原産国）名、原材料名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、製造者、加工者又は販売者（輸入品にあっては輸入業者）の氏名又は名称及び住所、その他必要な表示事項
- ・遺伝子組換え食品、有機食品に関する事項
- ・その他食品分類毎に品質表示基準が定められている場合は、その事項

■食品衛生法

□表示対象食品

容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮食品を含む）、鶏卵

□目 的

飲食による衛生上の危害発生の防止

□表示しなければならない事項

- ・名称、食品添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所在地等
- ・アレルギー食品、遺伝子組換え食品、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）に関する事項

※J A S 法、食品衛生法は、レストラン等で提供する料理については対象外です。